

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年1月まで  
② 昭和47年3月

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について、未加入との回答を得た。申立期間①については、国民年金制度開始後間もなくA市役所で加入手続を行い、母親の保険料と一緒に自分の保険料を納付し、申立期間②については、会社を退職後、自ら加入手続を行い納付したはずであり、それぞれ未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が現在保有する国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間を経過した昭和47年10月6日以降にB町（現在は、C町）において払い出され、資格取得日は47年4月10日となっている。

申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入しており、申立人は申立期間①は国民年金に任意加入となるため、制度上、<sup>さかのぼ</sup>遡って国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

しかし、申立人が申立期間①当時、国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親は、昭和36年4月から45年8月までの納付記録が確認できるほか、申立人が記憶している納付方法、納付金額、納付場所及び36年4月に交付されたとする国民年金手帳の色についても当時の内容とおおむね一致していることから、申立人には別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が、この記号番号により保険料を納付していたとし

ても不自然ではない。

また、申立人は国民年金の制度開始後間もなく、高校時代の同級生に勧められて加入したとしているところ、同級生は、昭和 35 年 10 月に国民年金への加入手続を行っていることが確認できる上、「国民年金制度が始まったころ、申立人に国民年金手帳を見せた記憶がある。」と供述しており、申立人の主張と一致している。

さらに、申立人は申立期間後の昭和 47 年 4 月以降の国民年金保険料をすべて納付している。

一方、申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管する被保険者名簿の記録では、申立人が現在保有する国民年金手帳記号番号（昭和 47 年 10 月 6 日以降にB町で交付）で、申立人が強制加入被保険者となった昭和 47 年 4 月に遡<sup>さかのぼ</sup>って国民年金に加入し、同月からの保険料を納付していることが確認できる。

しかし、昭和 47 年 3 月については、申立人は自ら市町村役場で加入手続を行ったと思うとしているものの、改製原戸籍の附票は廃棄されており申立人の住所が確認できない上、申立人も居住市町村の特定ができないなど申立人の国民年金加入手続に関する記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

また、申立人は、昭和 47 年 3 月 1 日まで厚生年金保険に加入していることから、申立人が任意加入被保険者であった同年 3 月に国民年金に加入していたとすれば、同月に居住する市町村役場において加入手続を行ったと考えられ、B町に転居したとみられる翌月（昭和 47 年 4 月）には同町において速やかに加入手続を行うのが自然であるところ、同町での加入手続は約 6 か月後となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 41 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和18年1月16日から同年4月1日までの期間の労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を18年1月16日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月から18年4月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和17年3月から18年3月末までA社でBの研究業務に従事しており、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和17年6月1日に労働者年金保険（昭和19年6月から厚生年金保険となる。）の適用事業所となり、20年4月14日に適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する同社の健康保険労働者年金被保険者名簿では、申立人の会社における被保険者記録は確認できない。

しかし、申立人が所持するA社の同僚と撮影した写真及び同僚の供述等から、申立人はC学校（現在は、D高等学校）E科を卒業した昭和17年3月からF学校（現在は、G大学）へ進学する18年3月末までの期間（申立期間）、同社に勤務し、Hの研究及び精製等の作業に従事していたと推認できる。

また、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿によれば、申立人が申立期間当時に、同社の工場に勤務していたとしている者は、同社が労

働者年金保険の適用事業所となった昭和 17 年 6 月 1 日から被保険者となっていることが確認できるほか、申立人と同様に主に研究を行いながら精製等の作業にも従事していた同僚 2 人は、18 年 1 月 16 日から被保険者となっていることが確認できる。

さらに、この被保険者記録のある同僚 2 人のうち 1 人（故人）は、申立人とは C 学校 E 科当時の同級生であり、申立人が退職した際、他の部署から異動し、申立人の業務を引き継いでいることから、申立人と同じ業務に従事し、勤務形態も同じであったと考えられる上、他の一人は、「私は、昭和 16 年 5 月ごろから A 社で勤務しており、申立人と申立人の後任者は、私よりも後から入社してきた。私と、申立人及び後任者は類似の業務に従事し、勤務形態も同様であったことから、申立人だけが労働者年金保険に加入していないことは考えられない。」と供述している。

加えて、同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和 18 年 1 月 16 日に、当該同僚 2 人を含む 20 人が一斉に労働者年金保険の資格を取得していることが確認できる。

その上、申立人が記憶している当時の申立人の給与受給額及び保険料控除額は、申立人の後任である同年代の同僚の各金額におおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、上記同僚が被保険者資格を取得している昭和 18 年 1 月 16 日から申立人が F 学校に入学する同年 4 月 1 日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の後任である同年代の同僚の標準報酬月額から判断すると、50 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は昭和 20 年 4 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に対する調査を行うことはできないが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 18 年 1 月から同年 3 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和22年4月21日、資格喪失日は23年5月25日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和22年4月から同年5月までの標準報酬月額は330円、22年6月から23年4月までの標準報酬月額は600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から23年5月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間においては、A社で勤務していた。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と生年月日は10日相違するものの、同姓同名であり、被保険者期間が申立期間の一部である昭和22年4月21日から23年5月24日までとなっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、当時の複数の同僚が、「申立人がA社に勤務していた。」と供述している上、申立人が共に勤務したと記憶している同僚の厚生年金保険の被保険者期間も、当該未統合の記録と同時期になっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人がA社において、厚生年金保険被保険者の資格を昭和22年4月21日に取得し、23年5月24日に同資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録

から、昭和 22 年 4 月から同年 5 月までは 330 円、22 年 6 月から 23 年 4 月までは 600 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった昭和 21 年 6 月から 22 年 4 月 20 日までについては、A 社の継承会社である B 社に照会したところ、当時の人事記録等が残っていないため、申立人の当該期間における A 社での勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

また、申立人が氏名を挙げている同僚に照会したが、申立人が勤務していた事実は確認できたものの、昭和 21 年 6 月から 22 年 4 月 20 日までについては、厚生年金保険料控除の事実をうかがわせる具体的な供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 21 年 6 月から 22 年 4 月 20 日までの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から同年12月までの期間及び44年9月から46年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から同年12月まで  
② 昭和44年9月から46年8月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間①及び②について、未加入との回答を得た。申立期間については、それぞれ会社を退職後、自分が市役所で加入手続を行い、保険料を納付したはずであり、未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職した際には、必ず国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしている。

しかし、申立人が申立期間①及び②当時居住していたA市が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人の加入記録は無く、申立期間①及び②が未加入とされている社会保険事務所の被保険者台帳の記録と一致している。

また、申立人は、これまでに昭和36年ごろの1回しか国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いとしているが、申立期間①及び②の保険料を納付していれば、同年発行の国民年金手帳には印紙検認記録欄が無いことから、新たな国民年金手帳が交付されるはずであり、不合理である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実を示す関連資料は無く、このほか国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から42年9月まで

所持している国民年金手帳には、20歳となった昭和39年\*月から40年12月までの保険料を納付したことを示す現納印と、納付日と思われる「43.11.11」印が印されている。

申立期間当時はA県に居住していたが、昭和43年11月であれば、既にB市に帰郷して理容店を開業しており、安定した収入を得ていたため、保険料を納付することはできたと思う。「43.11.11」は、39年\*月から40年12月までの保険料のほか、申立期間の保険料も合わせて納付した日付ではないかと思われるので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、所持している国民年金手帳に、申立期間より前の昭和39年\*月から40年12月までの国民年金印紙検認記録欄に保険料を納付したことを示す「現納」印及び日付を示すとみられる「43.11.11」印が押されていることを理由に、この間の保険料を43年11月11日に納付し、併せて申立期間の保険料も納付したのではないかとしている。

しかし、当該国民年金手帳に記載されている資格記録において、申立期間は資格喪失している期間である上、申立期間に係る印紙検認記録欄には保険料納付が不要であることを示す「不要」印が押されており、行政側で申立期間を納付対象期間として取り扱っていなかった状況がうかがえる。

また、申立人自身も昭和39年\*月から40年12月までの保険料を43年11月に納付したという記憶が定かでなく、これと併せて申立期間の保険料が納付されたことを推定することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 7 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 55 年 1 月から同年 7 月まで A 会館に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと思う。被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務当時の同僚の氏名を 2 人覚えており、このうちの 1 人である当時の支配人は、申立人の勤務時期は覚えていないものの、申立人が勤務していたことを記憶している。

しかし、社会保険事務を担当していた当該支配人は、「申立人は繁忙期に季節雇用した職員であったと思う。申立期間当時は季節雇用職員を多数雇用していたが、季節雇用職員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた事実はうかがえない。

また、A 会館の正規の従業員は、同会館を運営していた B 事業団（平成 11 年 7 月解散）において、厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同事業団の健康保険記号番号索引簿で申立期間に被保険者資格を取得した者を確認したところ、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられないほか、当該索引簿には、被保険者期間が 7 か月程度と短期の被保険者は見当たらず、「季節雇用職員には、厚生年金保険に加入させていなかった。」とする支配人の供述内容と一致している。

加えて、社会保険庁の記録により、申立人は、C 市から D 町に戻った昭和 54 年 8 月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間を含む 60 年 12

月までの国民年金保険料を完納していることが確認できる。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年3月まで  
② 昭和44年2月から同年6月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間①は、中学校を卒業した後、A市内の旧国鉄B線のC駅（A市C）周辺にあった木工所（名称不明）に、申立期間②は、D府E市F区にあった「G印刷所」に、それぞれ勤務していたはずである。申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA市C周辺にあった木工所（事業所名不明）に勤務していたとしているところ、社会保険庁のオンライン記録により、A市Cに所在し、事業所名に「木工所」と名称が記載されている事業所が2事業所（H木工所及びI木工所）あったことが確認でき、いずれも申立期間①には厚生年金保険の適用事業所となっていたが、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

また、申立人は、申立事業所の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立期間①における申立人の勤務実態や当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人はE市F区にあったG印刷所に勤務していたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間当時、D府内で「G印刷所」という名称の厚生年金保険の適用事業所が確認できないほか、同名称での商業登記も見当たらない。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、D府内に類似名称の事業所が2事業所あったことが確認できたが、いずれもE市F区外に所在している上、両事業所の申立期間②における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

さらに、申立人は、G印刷所の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から、申立期間②における申立人の勤務の実態や当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことに加えて、申立人はすべての申立期間に係る給与明細書等の保険料控除の事実を確認できる関係資料を所持しておらず、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。